

取扱説明書

《特記事項》

- (1) 貸主が行う駐車場の除雪は入口及び通路のみとし、駐車場区画の除雪は仮が行うものとする。
- (2) 冬期間（12月～4月）に成約（契約並びに使用開始を含む）した場合、使用開始前の除雪については借主が行うものとする。
- (3) 契約区画使用開始前の区画内の草刈り及び除雪は借主にて実施する。
- (4) 駐車場内の事故、盗難、器物破損等については賃貸人及び管理会社に責任はない。
- (5) 契約区画が無断駐車並びに迷惑行為によって使用できない場合の代替駐車場の使用料金の補償、賃料の減額等、損害の賠償は、賃貸人及び管理会社は行わない。
- (6) 指定の雪堆積場がある駐車場については、指定の雪堆積場以外への排雪は禁止とする。
- (7) 市の除排雪又はパートナーシップ除排雪等の除排雪作業の実施時、乙は実施の妨げにならないように管理者の指示に従うものとする。
- (8) 本駐車場内にスコップ・スノーダンプ・タイヤ・自転車等の契約車両以外の保管は禁止とする、尚、貸主は禁止された保管物が飛散、破損した場合の損害賠償責任を負わない。
- (9) 19番、28番及び36番区画は冬期雪捨て場区画の為、4月1日から同年11月30日迄の期間限定契約とし期間内解約違約金は発生しないこととする、尚、契約期間の延長・更新は無いものとする。

《注意事項》

初回の入庫について

ご契約後は現況有姿でのお引渡しとなります。リアオーバーハング、タイヤ幅、最低地上高等車検証には記載の無いサイズもあることから、使用するお車のサイズが駐車場のサイズ制限内かどうかは必ず現地にてご自身でご確認ください。

初回入庫時には事前にサイズを確認の上、十分注意をして入出庫をお願いいたします。試し入れ時や契約後に事故等が発生した場合、貸主及び管理会社並びに保証会社では一切の責任を負いかねます。

《遵守事項》

使用者は本駐車場においては下記事項を守らなければならない。

※月極駐車場一時使用契約約款内の「遵守事項」より抜粋

- (1) 引火性物件その他危険物を持ち込まないこと。
- (2) 火気の取り扱い等をしないこと。

- (3) 車両の出入りの際は駐車位置、交通規制等の駐車場内の秩序について、管理者
- (4) 車両の運転に当たっては安全運転をすること。
- (5) 甲又は丙の許可を得たもの以外、物品の販売、自動車の修理（簡易な修理を除く）その他秩序を乱す行為は一切行わないこと。
- (6) 駐車場において物件を損傷し又は事故を起こしたときは直ちに甲又は丙に届け出ること。
- (7) 駐車場内に空き缶・タバコの吸殻等を廃棄しないこと。
- (8) 他の車両の駐車位置を侵さないこと。
- (9) 予め駐車場の取扱説明書を確認し、その記載事項に従うこと
- (10) その他甲又は丙の定める一般的な指示に従うこと。

以上

